

## 焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（物品製造等）

焼津市が発注する物品の製造の請負、買入れ、売払い、リース及びレンタル（以下「物品製造等」という。）に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づく新規登録申請の方法等は以下のとおりです。

### 1 提出方法

- 郵便による送達又は持参（受付月の末日必着）
- 提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ねてください。

### 2 提出先（問合先）

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号  
焼津市総務部契約検査課契約担当  
電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

### 3 受付期間等

- 受付期間は、下表の各受付月の初日から末日までです。

受付月	審査月	登録日
6月	7月	8月1日
10月	11月	12月1日
2月	3月	4月1日

- 各受付月の末日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日を期限日とします。
- 審査により入札参加資格を備えていると認められた場合は、登録日から入札参加資格の効力が発生します。
- 入札参加資格者名簿（焼津市競争入札参加資格登録業者一覧）をホームページで公開します。

### 4 登録受付業種

- 別表を参照してください。

### 5 申請要件

- 新規申請を行うためには、次に定める入札参加資格要件をすべて備えていなければなりません。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 登録を受けようとする業種に必要とする法令又は条例に基づく許可、登録、届出等（以下「法令の許可等」という。）について、当該法令の許可等を有していること。
  - (3) 入札参加資格審査申請日の1年以上前から申請に係る事業を行っていること（申請に係る法令の許可等を受けてから1年以上その事業を営んでいることをいう。）。
  - (4) 法人税（個人事業主の場合は、申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - (5) 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 6 業者区分

■申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき次のとおり区分します。

(1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有するもの

(2) 市外業者 市内業者以外のもの

## 7 提出書類

(1) 提出部数 1部

(2) 提出書類

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格申請書	様式1号（申請区分の <input type="checkbox"/> 物品製造等 を選択）	○	○
2	希望営業種目・主要取扱品目等一覧表	様式2号 登録を希望する「コード」・「番号」・「営業種目」については、別表「営業種目分類表」を参照のうえ、記入してください。	○	○
3	事業に必要な法令の許可等の証明書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式2号記載の登録希望業種に係る法令の許可等の証明書、登録証など</li> <li>申請日において有効期間内のもの</li> <li>様式2号記載の登録希望業種に係る任意制度の登録証など</li> </ul>	△	△
4	登記事項証明書等	いずれも発行日から3か月以内のもの（写し可）		
	法人の場合	商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	○	○
	個人事業主の場合	身分証明書（事業主が日本国籍の場合で本籍地の市区町村が発行したもの）又は住民票（事業主が外国籍の場合）	○	○

			成年被後見人等として登記されていないことの証明（全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請してください。郵送による場合は東京法務局への申請となります。）	○	○
5	業務経歴書		様式5号 ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録希望業種ごとに作成してください。ただし、直近2年以内に実績がない業種については提出不要です。	○	○
6	財務諸表		・貸借対照表、損益計算書（写し可） ・終了した直近の事業年度分のもの	○	○
7	納税証明書等		いずれも発行日から3か月以内のもの（写し又は国税の電子納税証明書を可とする）		
		法人の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書） ※1	○	△
	イ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3の3） ※2		○	○	
	個人事業主の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書） ※1	○	△	
イ 国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3の2） ※2		○	○		
8	使用印鑑届兼委任状 ※3		様式3号（委任期間の設定不要）	○	○
9	印鑑証明書		発行日から3か月以内のもの（写し可）	○	○
10	誓約書		様式4号	○	○
11	組合員名簿		事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
12	共同受注規約		事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
13	会社概要		事業内容等を要約したなるべく簡易なもの	任意提出	
14	提出書類チェックリスト		様式6号（当該提出書類とともに提出）	○	○
適用：「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。					

## 【注】

※1「焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書）」について

○ご提出いただく書類は、完納証明書です。納税証明書ではありませんのでご注意ください。

- 焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターで、税証明書交付請求書にて完納証明書を請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものが必要です。
- 焼津市が課する税について滞納繰越分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと完納証明書が発行されませんのでご注意ください。
- 市外業者の方は、課税されている場合には提出してください。未提出でのちに申請日時点での未納が確認された場合は、入札参加資格者名簿から抹消されますのでご注意ください。

**※2 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について**

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。
- 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○株式会社」等とし keiyaku\_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。

**※3 代理人及び委任先営業所の登録について**

- 代理人を定める場合は、使用印鑑届兼委任状の「2. 受任者が本市と契約する場合」にて届け出てください。
- 代理人は1人とし、その代理人が属する1営業所のみ登録できます。登録希望業種ごとに分けて複数の代理人や複数の委任先営業所を登録することはできません。
- 法令の許可等が必要な業種については、委任先営業所に許可等が必要な場合があります。当該業種の登録を希望するときは、許可等を有していない営業所を委任先とすることはできません。
- 焼津市では下記8に示すように「更新制」を採用しているため、委任期間を定める必要はありません。代理人の変更がない限り提出した委任状は有効です。代理人を変更する際に変更届とともに新たな委任状を速やかに提出してください。

**※4 「受付の確認」について**

- 申請書提出の際には、市からは、申請書類が受付されたことを証する受付票は発行しません。
- 受付確認が必要な方に対しては、以下のとおり対応します。
  - ・申請書類送達の場合は、63円切手を貼付した確認用はがき（返信先を記入のこと）を同封していただければ、受付印押印後、速やかに送付します。
  - ・申請書類持参の場合は、様式1号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

**※5 各様式について**

- 提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/sinnkiuketuke.html>

**8 入札参加資格の有効期間と更新申請の手続きについて【重要】**

- 焼津市では、入札参加資格審査申請については、「更新制」を採用しています。
- 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日が異なります。この有効期限日の10日前までに所定の更新申請を行うこ

とで、入札参加資格が更新されます。

- 新規登録申請又は更新申請の際に提出する財務諸表の基準となった決算日の属する月の翌月から起算して2年6カ月目が有効期限となります。
- 「焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（物品製造等）」及び「入札参加資格の更新申請Q&A」を必ず参照してください。

## 9 変更事項の届出について

- 入札参加資格者名簿に登録された事項に変更が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。
- 詳細は「焼津市競争入札参加資格 変更届出要領（物品製造等）」を参照してください。

## 10 業種追加登録申請について

- 新規登録後に業種追加登録を希望する場合は、新規登録申請と同様の受付期間（6月、10月、2月）に、申請をしてください。
- 詳細は「焼津市競争入札参加資格審査 業種追加登録申請要領（物品製造等）」を参照してください。

## 11 入札参加資格者名簿からの抹消について

- 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札参加資格者名簿から抹消します。
  - (1) 個人事業主が死亡したとき。
  - (2) 個人事業主が廃業したとき。
  - (3) 法人が合併又は破産手続開始決定等により消滅し、又は解散したとき。
  - (4) 法人が合併又は破産手続開始決定以外の理由により解散したとき。
  - (5) 入札参加資格要件に該当しなくなったとき。
  - (6) 登録業種がすべて抹消されたとき。
  - (7) 入札参加資格者名簿の登録事項に変更が生じた場合に届出を怠ったとき。
  - (8) 申請内容に虚偽があったとき。
  - (9) 入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。
- 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、当該登録業種を入札参加資格者名簿から抹消します。
  - (1) 入札参加資格者が登録業種に必要な法令の許可等を失ったとき。
  - (2) 入札参加資格者名簿に登録された営業所が登録業種に必要な法令の許可等を失ったとき。
  - (3) 入札参加資格者が登録業種について、その事業の廃止又は入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

## 12 電子入札について

- 焼津市では物品製造等に係る契約については、電子入札を利用していません。

## 13 審査結果について

- 入札参加資格審査の結果、登録月から入札参加資格者名簿への登録が認められた場合、各申請者あてに個別の審査結果の通知は行わず、審査月下旬に、当市ホームページに審査結果の一覧を掲載しますので、

ご確認ください。

- なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格者名簿への登録が認められない場合は、否認した旨を通知します。

別表

## 営業種目分類表

○物品

コード	営業区分	番号	営業種目	取扱品目(例示)
1	印刷製本・図書	1	活版・凸版印刷	伝票類、名刺、葉書、冊子、その他事務用印刷物ほか
		2	オフセット印刷	パンフレット、リーフレット、ポスター、多色刷りの冊子、カレンダーほか
		3	凹版・グラビア印刷	ポスター、写真・多色刷りの冊子ほか
		4	スクリーン印刷	ポスター、葉書ほか
		5	フォーム印刷	電算連続帳票、OCR用紙、OMR用紙ほか
		6	シール・ラベル印刷	ステッカー、ラベル、シール、布地印刷ほか
		7	封筒印刷	クラフト封筒、プラスチック窓開封筒ほか
		8	地図印刷	地図ほか
		9	製本	製本を主とするもの
		10	青写真・マイクロフィルム	青写真、マイクロフィルムほか
		11	図書販売	書籍、雑誌、追録
2	事務用品・家具	1	用紙類	再生紙、上質紙、和紙、感熱紙ほか
		2	文具類・事務用品	筆記用具、ファイリング用品ほか
		3	事務用機械器具	ラミネーター、シュレッダー、紙折り機、裁断機ほか
		4	印刷機・複写機	コピー機、オフセット印刷機ほか
		5	スチール製家具	事務用机、事務用椅子、キャビネットほか
		6	木製家具・什器	木製机、棚、ソファ、什器類ほか
		7	印章・ゴム印	角印、丸印、ゴム印ほか
3	OA機器類	1	OA機器	パソコン、プリンタ、記憶装置、その他周辺機器
		2	OA用ソフトウェア	パソコン用ソフトウェア(市販品)
		3	サブライ用品	フロッピーディスク、磁気テープほか
4	教育用品類	1	学校教材	学校教材、教育用機械器具ほか
		2	保育用品	保育・幼児用器具、教材ほか
		3	体育器具・スポーツ用品	体育器具、ウェア、体育用消耗品ほか
		4	楽器・音楽用品	楽器、楽譜、音楽用消耗品ほか
		5	図書館用品	書架、閲覧テーブルほか
5	衣料・繊維製品	1	被服・縫製	制服、作業服、帽子、タオル、手拭いほか ※ 消防用は「12-5」
		2	靴・履き物	革靴、作業靴、ゴム長靴ほか
		3	雨衣・ゴム製品	雨合羽、ゴム手袋ほか
		4	寝具類	布団、毛布、枕、座布団ほか
6	記念品	1	ギフト用品	記念品、贈答品
		2	徽章・カップ	バッジ、カップ、盾
		3	旗・懸垂幕	旗、のぼり、懸垂幕
		4	啓発用品	名入れ用品、交通安全

コード	営業区分	番号	営業種目	取扱品目 (例示)
7	看板・装飾	1	看板	看板、掲示板 ほか
		2	標識・ナンバープレート	道路標識、街区画表示板、車両用ナンバープレート ほか
		3	カーテン類・ブラインド	カーテン、暗幕、ブラインド、じゅうたん ほか
8	電気製品	1	家庭用電化製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、照明器具 ほか
		2	視聴覚・音響器具類	プロジェクター、放送用機器、スピーカー ほか
		3	通信機械器具類	無線機、電話交換機、ファクシミリ ほか
		4	情報処理機器類	サーバー、無停電電源装置、大型コンピュータ、周辺機器 ほか
9	精密機器類	1	写真機材	カメラ、映写機、写真材料、引伸機、フィルム ほか
		2	理化学機械器具	滅菌装置、遠心分離機、分析機器、試験実験機器 ほか
		3	計測測定機械器具	気象観測機器、環境測定機器、測量機器 ほか
		4	時計・貴金属	置時計、掛時計、メガネ、拡大鏡 ほか
10	一般機械器具	1	厨房用機械器具類	調理台、オーブン、食器保管庫 ほか
		2	工作用機械器具	電動工具、芝刈機、草刈機、大工工具 ほか
		3	建設用機械器具	ブルドーザー、ロードローラー ほか
		4	空調・冷凍用機械器具	空調機、空調用フィルタ ほか
		5	工業用電気機器	発電機、モーター ほか
11	輸送機器	1	四輪車輛	乗用車、軽自動車、バス、トラック ほか
		2	特殊四輪車輛	塵芥車、し尿車 ほか ※ 消防用自動車は「12-4」
		3	二輪車両	自動二輪車、原付自転車、自転車 ほか
12	消防・防災	1	消火器	消火器、消火器薬剤詰め替え
		2	消防・防災器具類	救助用器具・工具、破壊用器具・工具、災害用資器材、救命器具、安全保護具(防護服、防塵マスク等) ほか
		3	消防ポンプ類	消防ポンプ、消防ホース、ホース関連器具 ほか
		4	消防自動車	消防用自動車(消防車、はしご車等)
		5	消防用被服	消防用の防火服、制服、盛夏服、作業服、防寒衣。保安帽、手袋、旗、腕章 ほか
		6	安全衛生保護具	ヘルメット、安全靴、ライフジャケット ほか
		7	備蓄食糧	防災用備蓄食糧(学校給食用の食材は除く) ほか
		8	救急自動車	救急車
13	一般資材類	1	倉庫・物置	プレハブ倉庫、物置 ほか
		2	建具・たたみ	ふすま、たたみ ほか
		3	ゴム・合成樹脂製品	ゴムホース等ゴム製品、ビニール製シート、コンテナ、土嚢袋 ほか
		4	砂利・砂・碎石・表土・中土	
14	医療用機器・薬品	1	医療用機械器具	医療機器、医療用器具 ほか
		2	医薬品・試薬	医療用薬品、家庭薬、検査試薬 ほか
		3	介護用品	車椅子、歩行器、ポータブルトイレ ほか
15	診療材料	1	放射線材料	
		2	歯科材料	



コード	営業区分	番号	営業種目	取扱品目 (例示)
		3	医療用ガス	
		4	衛生材料	
		5	医療用消耗品	
		6	透析材料	
16	水道用資材	1	メーター	水道用メーター(但し、口径 13mm~40mm のメーターが一括して取扱え、これらのメーターの修理等も対応できる者であること)、温水用メーター ほか
		2	水道用薬品	次亜塩素酸ナトリウム ほか
		3	ポンプ類	送水ポンプ、揚水ポンプ ほか
17	日用品類	1	雑貨	日用品、洗剤、トイレトペーパー ほか
		2	ビニール製品	ゴミ袋、家庭用ビニール袋 ほか
		3	包装・梱包材料	包装紙、ダンボール箱 ほか
		4	清掃用器材	ほうき、モップ、ゴミ箱 ほか
18	不用品の買受	1	鉄くず、非鉄くず	
		2	自動車、自転車	自動車、バイク、自転車
		3	古紙	新聞紙、雑誌、ダンボール ほか
19	燃料類	1	燃料	ガソリン、灯油、石炭、木炭 ほか
		2	電力	
39	その他	1	選挙用器具類	投票用紙自動交付機、計数機 ほか
		2	工業用薬品	硫酸、苛性ソーダ、塩素、脱臭剤 ほか
		3	農業薬品・肥料	除草剤、殺虫剤 ほか
		4	その他	その他 物品調達に係るもの

## ○レンタル・リース

コード	営業区分	番号	営業種目	取扱品目 (例示)
40	レンタル	1	事務機器類	事務机、事務椅子、コピー機、電話機、ファクシミリ ほか
		2	OA機器類	パソコン、プリンタ、その他周辺機器 ほか
		3	電気製品類	家電製品、LED照明 ほか
		4	印刷機器類	オフセット印刷機 ほか
		5	車両	乗用車、軽自動車、トラック、バス ほか
		6	倉庫類	プレハブ倉庫、物置 ほか
		7	福祉用機器類	寝具、介護・福祉用品 ほか
		8	医療用機器類	医療機器、医療用器具、AED ほか
		9	防災用機器類	防災用資器材、発電機、無線機 ほか
		10	教育用品類	楽器類、教育用品、スポーツ器具 ほか
		11	イベント用品類	イベント用品 ほか
		12	その他	その他 レンタルに係るもの
41	リース	1	リース	各種